

第二章 指定給水装置工事事業者

第二章 指定給水装置工事事業者

水道水の安全を確保し、国民の生命、健康を守るためには、水道事業者から供給される水が清浄かつ安全でなければならないということはいまでもなく、そのためには、配水管から分岐し蛇口にまで至る給水装置が適正に設置されることが必要不可欠である。

このため、従来、各水道事業者においては、給水条例等に基づき、給水装置工事が適正に行われるよう給水装置の工事を行う事業者を指定する指定工事店制度が採られてきたところであるが、指定要件が水道事業者ごとにまちまちであり、広域的な事業活動を阻害する等の問題点が指摘されていた。

そこで、平成8年6月に水道法を改正し、給水装置工事の技術力の要となる給水装置工事主任技術者の資格制度を設け、給水装置工事主任技術者を有する事業者であれば、全国どこでも水道事業者からの指定を受けて給水装置の工事を行うことができることとした。

しかし、広く門戸が開かれたことにより、その指定の数が大幅に増えた一方で、水道事業者による所在確認が取れない指定事業者の存在等、実態との乖離が生じたほか、無届工事や不良工事が発生した。

このため、指定事業者制度の改善を図り、指定事業者の資質が継続して保持されるよう、平成30年12月に水道法を改正し、指定の更新制を導入することとした。

本章では、指定事業者制度の主旨、指定事業者に係る申請手続等について述べることとする。

第1節 総 説

1 東京都における指定制度の沿革

東京における給水装置工事の施行は、明治31年に水道の給水が開始されて以後、昭和の初期までは、都（市）が行うことを原則としていた。

しかし、給水区域が拡大し、工事の需要が増加するに従って、住人からの依頼に応じて工事を請負うことを業として営む者が現れ、これらの者に対する規制の必要から、都が昭和14年4月に発足させたのが「指定水道工事店制度」である（東京市指定水道工事店規程）。

給水装置工事の施行体制上の位置付けは、都の代行者又は補完戦力といったものであった。

昭和18年に給水条例（東京市給水条例）が改正された際、指定水道工事店は都と並んで、給水装置工事の施行者として規定された。その後、制度の手直しを幾度か行いながらも、長期にわたってこの制度が東京における給水装置工事のあり方を決定してきた。

平成8年「規制緩和推進計画」が閣議決定され、同年6月の改正水道法に給水装置工事を適正に施行できるものと認められる者を指定する「指定事業者制度」が設けられた。これにより、指定要件の全国統一化・明確化が図られ、新しい制度として実施されることとなった。

さらに、平成30年12月の改正水道法により、指定の更新制が導入された。

2 指定給水装置工事事業者制度

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。したがって、仮に給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。

指定事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度である。

指定事業者には次のことが求められる。

- (1) 水道法に定める指定の要件を満たしていること。
- (2) 給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすること。
- (3) 給水装置工事に関する法規を遵守すること。
- (4) 水道法に基づいて行われる水道事業者の監督に従うこと。

なお、都は次の場合に、東京都公報に掲載して公示する。

- (1) 指定事業者を指定したとき。
- (2) 指定事業者から給水装置工事業の廃止・休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 指定事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

第2節 指定給水装置工事業者の責務等

1 事業の運営に関する基準(水道法(以下「法」という。)第25条の8・水道法施行規則(以下「施行規則」という。)第36条、東京都指定給水装置工事業者規程(以下「規程」という。)第12条)

指定事業者は、次に掲げる基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事(軽微な変更を除く。)ごとに、選任した給水装置工事主任技術者のうちから、法第25条の4第3項各号及び規程第7条第1項各号の職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管に給水管を取り付け若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) (2)に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事(軽微な変更を除く。)ごとに、指名(上記(1))した給水装置工事主任技術者に次の事項に関する記録を作成させ、その記録を作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日

- エ 給水装置工事主任技術者の氏名
- オ 竣工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

2 指定の申請（法第25条の2・施行規則第19条、規程第4条）

指定事業者として指定を受けようとする者は、次の事項を申請書に記載して提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水区域において給水装置工事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の名称及び所在地
- (3) それぞれの事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び給水装置工事主任技術者免状の交付番号
- (4) 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

なお、申請に必要な添付書類は、①法第25条の3第1項第3号に該当しない者であることの誓約書、②法人の場合は定款の写しである。

3 指定の基準（法第25条の3第1項・施行規則第20条、規程第5条）

管理者は、前記の申請をした者が次のいずれにも適合していると認められるときは、指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4 指定の更新（法第25条の3の2、給水条例第6条第3項、規程第4条の2・第5条の2）

指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前記2及び3の規定は、指定の更新について準用する。

5 都指定給水装置工事事業者証の交付（給水条例第6条の2第1項、規程第4条の3）

管理者は、指定又は指定の更新がされたときは、指定事業者に、都指定給水装置工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。

6 変更等の届出（法第25条の7・施行規則第34条・第35条、規程第8条）

指定事業者は、次の事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。

（1）事業所の名称及び所在地

（2）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（3）法人にあっては、役員の氏名

（4）給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号

7 給水装置工事主任技術者の選任等（法第25条の4・施行規則第21条、規程第6条）

指定事業者は、指定を受けたとき及び給水装置工事主任技術者が欠けたときは、2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

また、給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

8 給水装置工事主任技術者の立会い（法第25条の9、規程第13条）

管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し給水装置の検査の必要があると認めるときは、工事を施行した当該事業者に対し、指名された給水装置工事主任技術者又は施行した事業所に係るその他の給水装置工事主任技術者の立会いを求めることができる。

9 報告又は資料の提出（法第25条の10、規程第14条）

管理者は、指定事業者に対し、当該事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

10 指定の取消し（法第25条の11、規程第9条）

指定事業者が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しができる。

（1）指定の基準に適合しなくなったとき。

（2）給水装置工事主任技術者の選任又は解任の規定に違反したとき。

- (3) 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 法第25条の9に定める給水装置工事主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 法第25条の10に定める報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき。
- (7) 施行する給水装置工事が、配水管その他管理者が管理する水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により給水装置工事業業者の指定を受けたとき。

11 指定の停止（規程第10条）

水道法第25条の11に規定する指定の取消し事由に該当する場合において、管理者は、指定事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

12 都指定給水装置工事業業者証の返納及び提出（規程第11条）

指定事業者証の交付を受けている指定事業者は、事業の廃止の届出をし、又は指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

事業の休止の届出をし、又は指定の効力の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出しなければならない。

第3節 給水装置工事主任技術者等の役割と職務

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事を適正に行うための技術的な要になるべき者であり、その果たすべき役割と責任は指定事業者とともに重要なものである。ここでは、その役割と職務について述べる。

1 給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

このことから、主任技術者の果たすべき役割として次のことが挙げられる。

- (1) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指名され、調査・計画・施工・検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、工事に従事する職員の指導監督を行う。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を果たすために、常に、水道が国民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要である。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などの専門的知識と経験を有していることが必要であり、新しい技術・関係法令等の知識を修得するための努力も必要とされる。
- (4) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に従事する職員等の技術上の指導監督を行い、関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となり、適正な給水装置工事を行わなければならない。

2 給水装置工事主任技術者の職務（法第25条の4第3項・施行規則第23条、規程第7条第1項）

給水装置工事主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造・材質が政令の基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての水道事業者との連絡又は調整
 - ア 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - イ アの工事及び、給水管の取付口から水道メータまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完成したときの連絡

3 給水装置工事に従事する者の責務（法第25条の4第4項、規程第7条第2項）

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第4節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続

1 受付場所等

指定給水装置工事事業者の各種申請・届出については、LoGoフォーム（電子申請システム）、又は書面による受付を行っている。各種申請・届出の受付場所等については下表のとおりである。

申請・届出の種類	手数料	受付場所（受付方法）
指定の申請	9,400円 ※1	・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課 （都庁第二本庁舎23階） ☎ 03(5320)6434
指定事業者証の再交付申請	2,100円 ※1	※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。
廃止、休止及び再開の届	——	・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション
指定事項変更の届	——	
給水装置工事主任技術者の選任・解任の届	——	
指定の更新	9,400円 ※2	※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。

2 申請手続

(1) 指定の申請

指定を受けようとする者は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は次の書類等を提出する。

- ア 指定給水装置工事事業者申請書（施行規則様式第1）
- イ 誓約書（施行規則様式第2）
- ウ 機械器具調書（別表）
- エ 法人の場合……定款の写し
- オ 指定給水装置工事事業者証確認書

(2) 指定の更新

上記（1）の手続は、指定の更新についても準用する。

加えて、指定の更新を受けようとする者は、選任している給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写しを提出する。

(3) 指定事項変更届

指定事業者は、事業所の名称、所在地等に変更があったときは、変更があった日から

30日以内に、LoGoフォームによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）に次表の書類を添えて提出する。

【添付書類】

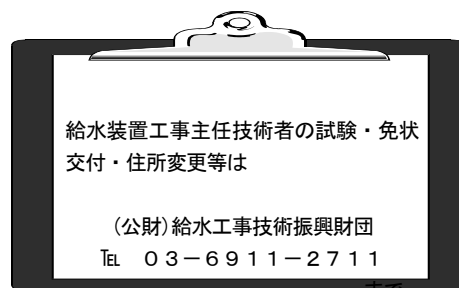
（表中○印が添付書類として必要）

届出の種類		定款の写し ※3	誓約書 ※4	賃貸借契約書又は、公共料金等の 支払証の写し ※3	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○		定款は直近のもの 役員の解任のみの場合は誓約書不要
		個人	添付書類なし		
	住所	法人	○		
		個人	添付書類なし		
	代表者	法人	○	○	
	役員	法人		○	
事業所の名称又は所在地	法人			○※1	※1 登記事項証明書の住所と同一の場合は不要
	個人			○※2	※2 住民票の住所と同一の場合は不要
主任技術者の選任・解任		法人			免状又は主任技術者証の写しを添付（選任のみ）※3
		個人			

※3 LoGoフォームによる申請・届出の場合は、同フォームに電子ファイルとして添付する。

※4 LoGoフォームによる申請・届出の場合は、同フォームから申請するため添付不要。

◇「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更をいう。
 ◇法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併等に伴う新会社の設立）はできない。この場合には「**廃止**」→「**新規**」の手続となる。
 ◇「有限」から「株式」への組織変更の場合は、同一法人とみなし、名称変更のみとなる。



(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出

LoGoフォームによる手続を行うか、又は給水装置工事事業者 ^{廃止} _{休止} 届出書（施行規則様式第1 ^{再開}

1)を提出する。

ア 廃止又は休止……当該廃止又は休止の日から30日以内に提出

イ 再開………当該再開の日から10日以内に提出

(5) 選任・解任の届出

給水装置工事主任技術者の選任・解任は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は給水装置工事主任技術者選任・解任届（施行規則様式第3）を提出する。

- ア 指定を受けた場合……指定を受けた日から2週間以内に選任
- イ 給水装置工事主任技術者が欠けたとき
……当該事由が発生した日から2週間以内に選任

(6) 指定給水装置工事事業者証再交付申請

- ア 指定事業者証を紛失し、又はき損したときは、LoGoフォームによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出し、再交付を受けることができる。
- イ 代表者の氏名に変更があり、指定事業者証の交付を受けようとする者は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出する。

3 指定給水装置工事事業者 申請関係様式一覧

頁	申請書名称	様式番号
P2-10 ~17	指定給水装置工事事業者指定申請書 (表)	施行規則様式第 1
	指定給水装置工事事業者指定申請書 (裏)	
	機械器具調書	別表
	誓約書	施行規則様式第 2
P2-18 ~19	指定給水装置工事事業者証確認書	
P2-20 ~21	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	施行規則様式第 3
P2-22 ~23	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	施行規則様式第 1 0
P2-24 ~25	指定給水装置工事事業者 廃止 休止届出書 再開	施行規則様式第 1 1
P2-26 ~27	指定給水装置工事事業者証再交付申請書	

指定給水装置工事事業者指定申請書

東京都水道局長 殿

年 月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称
郵便番号
住所

フリガナ
代表者氏名
電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲		
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり	

添付書類

- ① 誓約書（施行規則様式第2）
- ② 機械器具調書（別表）
- ③ 法人の場合：定款の写し
- ④ 指定給水装置工事事業者証確認書

※以下水道局使用欄（記入しないでください。）

受 付	扱 者	申 請 費	収 入 済 印
給水課		9,400円	

記入例

施行規則様式第 1

【表 面】

指定給水装置工事事業者指定申請書

東京都水道局長 殿

申請される日付を記入してください（以下同じ）。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者
住民票・登記事項証明書等の記載どおりに記入してください。

	フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ 株式会社	オオエドケンセツ 大江戸建設
	郵便番号	〒163-8001	
	住所	新宿区西新宿二丁目8番1号	
	フリガナ 代表者氏名	スイドウ 水道	タロウ 太郎
	電話番号	03-5321-1111	

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
タビョウトリマリヤ スイドウ タロウ 代表取締役 水道太郎 カサヤ スイドウ サブタロウ 監査役 水道三郎	トリマリヤ スイドウ ジョウ 取締役 水道次郎	
事業の範囲	管工事業	
機械器具の名称、性能及び数量（表のとおり）		

代表取締役から監査役までの役員全部を記入してください（法人のみ）。

「機械器具調書」に記入してください。

添付書類

- ① 誓約書（施行規則第10条第1項第1号）
- ② 機械器具調書
- ③ 法人の場合：定款又は登記事項証明書
- ④ 指定給水装置工事実施計画書

個人事業主の方は確定申告書等、法人の方は定款又は登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。
※「目的」欄に、「建設業」、「土木工事業」等ではなく、「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事業」といった、給水装置に関する事業を行うことが明確に確認できる項目が、記載されている必要があります。

※以下水道局使用欄（記

受 付			
給水課	9,400円		

【裏 面】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

記入例

【裏面】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 大江戸建設 神田支店
上記事業所の郵便番号 所在地	〒101-0000 千代田区内神田●丁目●番●号 03-5320-XXXX
水道 太郎 水道 次郎	12345 67890
<p>「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。 ※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一となります。</p>	

実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください（表面の「申請者」と同じでも記入する。）。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒
上記事業所 る給水装置	免状の交付番号
<p>上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。</p>	

別 表

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 類	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管 の 切 断 用				
管 の 加 工 用				
接 合 用				
水圧テストポンプ				

(注) 「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

記入例

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 類	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管 の 切 断 用	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150 mm用)	1	
	パイプ万カ		1	
	バリ取り工具		1	
管 の 加 工 用	パイプベンダー	1/2~1 1/4 ｲﾝﾁ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接 合 用	トーチランプ	ガスポンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100 mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

- 上記はあくまで参考ですので、これ以外のものでも結構です。
- 各「種類」ごとに、最低1つ以上の機械器具を有することが必要です。
- 数量も漏れのないよう記載してください。

(注) 「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者
氏名又は名称
住 所
代表者氏名

東京都水道局長 殿

記入例

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・水道法施行規則第二十条の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・東京都指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

年 4月 1日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大江戸建設
住 所 新宿区西新宿二丁目8番1号
代表者氏名 水道 太郎

施行規則様式第1「指定給水装置工事事業者指定申請書」の表面の「申請者」欄と同じです。

東京都水道局長 殿

指定給水装置工事事業者証確認書

下記の記載内容を事業者証に表示します。

指定番号	第 号
氏名又は名称	
代表者の氏名	代表者を <input type="checkbox"/> 表示する。 <input type="checkbox"/> 表示しない。 (※法人の場合のみ記入)

- (注)・ 事業者証には、指定番号・氏名又は名称・代表者の氏名・指定年月日・有効期限を表示します。
- ・ 法人の場合は、代表者氏名の表示の有無を選択できますので、「代表者の氏名」欄に✓を付けてください。

記入例

指定給水装置工事事業者証確認書

下記の記載内容を事業者証に表示します。

指定番号	第 号
氏名又は名称	(株)〇〇建設
代表者の氏名	水道 太郎

表示しない場合は、以後に法人の代表者変更があっても証の再交付が不要となります。

代表者を 表示する。 表示しない。
(※法人の場合のみ記入)

- (注)・ 事業者証には、指定番号・氏名又は名称・代表者の氏名・指定年月日・有効期限を表示します。
- ・ 法人の場合は、代表者氏名の表示の有無を選択できますので、「代表者の氏名」欄 に を付けてください。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

東京都水道局長 殿

年 月 日

氏名又は名称
 届出者 住 所
 代表者氏名
 電 話 番 号

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
 選 任 の届出をします。
 解 任

指 定 番 号	第 号	
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

受 付 事 業 所	扱 者

記入例

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

東京都水道局長 殿

〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名又は名称 住所 代表者氏名 電話番号	株式会社 大江戸建設 新宿区西新宿二丁目8番1号 水道 太郎 03-5321-1111
-------------------------------	--

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任の届出をします。
解任

※新規申請の場合、この欄は記入しないでください。

指 定 番 号	第 号
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 大江戸建設
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 太郎 水道 次郎	12345 67890

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。
※ 新規申し込みの場合、「指定給水装置工事事業者指定申請書」【裏面】と同一になります。

受 付 事 業 所	扱 者

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

東京都水道局長 殿

年 月 日

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

指 定 番 号	第 号		
氏名又は名称			
住 所	〒		
代表者の氏名			
電 話 番 号			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

受 付 事 業 所	扱 者

記入例

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

東京都水道局長 殿

〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出日付を記入してください。

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

指 定 番 号	第 1 2 3 4 号		
この欄は変更後の内容で記入してください。	称	株式会社 大江戸建設	
	所	〒111-9999 千代田区丸の内●丁目●番●号	
	名	水道 次郎	
	号	5320-XXXX	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者	水道 太郎	水道 次郎	〇〇年〇〇月〇〇日
役員の変更	水道 次郎 水道 三郎	水道 三郎 水道 四郎	// //
住 所	〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号	〒111-9999 千代田区丸の内●丁目●番●号	住所変更の際は念のため郵便局に転送届の提出をお願いします。
電 話	5321-1111	5320-XXXX	
事業所の追加	—	中野営業所 〒222-9999 中野区中野●丁目●番●号 5320-XXXX	〇〇年〇〇月〇〇日

押印は不要です。

住所変更の際は念のため郵便局に転送届の提出をお願いします。

支店・営業所等の追加の記入例です。

	扱 者

廃止
指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

東京都水道局長 殿

年 月 日

水道法第 2 5 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止 休止 の届出をします。
再開

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	〒
代表者の氏名	
電 話 番 号	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

受 付 事 業 所	扱 者

記入例

(廃止)

指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

東京都水道局長 殿

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(廃止)

水道法第 2 5 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の 休止 の届出をします。
再開

指定番号	第 〇 〇 〇 〇 号
氏名又は名称	(株) 大江戸建設
住 所	〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
代表者の氏名	水 道 太 郎
電 話 番 号	5 3 2 1 - 1 1 1 1
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	廃業「会社解散」

- ①押印は不要です。
 - ②廃止等の具体的理由は、「合併による消滅」「会社解散」「個人から法人への組織化」等かっこ書きで記入してください。
 - ③添付書類は不要です。
 - ④指定事業者証をお持ちの場合は返納してください（廃止のみ）。

	者
--	---

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

年 月 日

東京都水道局長 殿

東京都給水条例第6条の2第2項の規定による指定給水装置工事事業者証の再交付を申請します。

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	〒
代表者の氏名	代表者を <input type="checkbox"/> 表示する。 <input type="checkbox"/> 表示しない。 (※法人の場合のみ記入)
電 話 番 号	
申 請 枚 数	_____ 枚
<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 名称変更 (法人のみ) <input type="checkbox"/> 代表者変更 (法人のみ) <input type="checkbox"/> 複数事業所 (支店等) で使用 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(注) 事業者証は、指定番号・氏名又は名称・代表者の氏名・指定年月日を表示します。
 なお、法人にあって代表者の表示を希望しない場合は「代表者の氏名」欄 に を付けてください。

扱 者	申 請 費	収 入 済 印
	2, 1 0 0 円	

